

# 社協あつぎ広告掲載取り扱い要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、社協あつぎに掲載する広告の取り扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

## (掲載範囲)

第2条 掲載する広告は、社協あつぎの公共性を損なう恐れのないもので、次の各号を全て満たす事業所、施設及び企業等から申請されたものとする。

- (1) 社会福祉法人、財団法人、NPO、株式会社等で、高齢者保健・福祉、障がい者福祉、児童福祉等社会福祉に関するサービスを提供するもの
- (2) 各種法令を遵守し、適切な運営を行っているもの
- (3) 原則として厚木市内に事業所等を有するもの

2 次に該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 政治活動、宗教的活動などに係ると認められるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (3) 風俗営業に関するもの
- (4) 意見広告に関するもの
- (5) 商品先物取引業、安売り宣伝の類で、著しく営利性の強いもの
- (6) その他、本会が適当でないと認めたもの

## (広告欄の位置と大きさ、色、広告の表示)

第3条 広告欄の位置と大きさ及び使用できる色は、次のとおりとする。

- (1) 表紙を除く各ページの最下段とする。ただし、本会からの情報掲載量によって枠数を制限することがある。
- (2) 広告の大きさは、段の横2分の1（縦5.4cm×横12.2cm）もしくは段の横4分の1（縦5.4cm×横6.1cm）とする。
- (3) 使用できる色は、黒と青の2色とする。
- (4) 記事と区別するため、広告の右上端に「広告」と印字する。

## (申込み)

第4条 広告掲載を希望する広告主は、広告掲載申込書を掲載号の前々月の末日までに本会に提出し、申し込むものとする。掲載の可否及び掲載予定号については、広告主に通知する。

## (広告の作成及び広告主の責任)

第5条 広告原稿は広告主が作成し、掲載号の1ヵ月前までに本会に提出するものとする。

- (1) 提出された広告の内容及びデザインについては、本会広報紙の信用性及び信頼性を失う事が無いよう、必要であれば広告主に修正を依頼できるものとする。
- (2) 広告主は広告内容にかかる一切の責任を負う。

## (広告の掲載方法等)

第6条 広告の掲載に関する取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 各発行号において、掲載可能な広告数を超えて申し込みがあった場合は、次の順位により調整し、次回以降の発行号に掲載するものとする。

- ①本会の一般会員、賛助会員である広告主の広告
- ②本会の目的を達するために協力関係にある広告主の広告
- ③広告掲載の申込み日が早い広告主の広告

(2) 広告の掲載位置は、本会が調整を行い、広告主は指定できない。

(広告料)

第7条 広告料は、掲載1回につき、次のとおりとする。

- (1) 段の横2分の1の大きさ（縦5.4 cm×横12.2 cm） 1回1枠につき25,000円とする。
- (2) 段の横4分の1の大きさ（縦5.4 cm×横6.1 cm） 1回1枠につき12,500円とする。

(広告掲載料の請求及び支払期限)

第8条 広告掲載料の請求及び支払期限については次のとおりとする。

- (1) 申込者には当該広報納品後、その月末までに、広報紙に振込用紙を添えて送付する。
- (2) 支払期限は請求書到着後から翌月15日までとする。
- (3) 正当な理由なく広告掲載料を支払わない広告主については、以降の広告掲載申込みを受け付けない。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、社協あつぎの広告掲載に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。